

整理番号	消防-法不-42
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の製造施設、製造方法の技術基準適合命令
概要	市長は、火薬類の製造業者の製造施設や製造方法が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該製造業者に対し、技術上の基準に適合させるように命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第9条第3項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	火薬類取締法第9条第3項 経済産業大臣は、製造業者の製造施設又は製造方法が、第7条第1号又は第2号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように製造施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従い火薬類を製造すべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	